

「函館市青年センター指定管理者募集」に係る質問への回答

(令和8年5月22日質問受付分)

No.	対象書類	項目	質問要旨	回答
1	函館市青年センター指定管理者募集要項(1ページ)	8 募集の概要 (2) 指定期間	指定期間の途中で市の施策上の理由により統廃合を含めた見直しを実施することのだが、指定期間終了の何年前までに通知いただけるのか。管理委託料が無駄にならない修繕計画を立てたいため、お示しいただきたい。	<p>当該施設は、供用開始から相当年数が経過しており、「第2期函館市公共施設等総合管理計画」に基づき今後の方向性を検討しております。現時点では、指定期間の変更や施設の統廃合に関する具体的な時期および内容は未定であるため、何年前に通知できるかをお示しすることは困難な状況です。</p> <p>募集要項につきましては、将来的な施設運営上の変更可能性についてあらかじめご理解いただくために記載しているもので、方向性が定まった場合には、可能な限り早期に情報提供・協議を行う考えです。</p>
2	函館市青年センター指定管理者募集要項(7ページ)	7 業務の範囲および具体的内容 (4)-ウ インボイス制度の対応に関する事	「インボイス制度の対応に関する事」で、適格請求書の交付等と記載があるが、登録番号を記載した領収書を発行することか？	<p>適格請求書等(インボイス)の発行につきましては、利用者から求められた場合に、登録番号ほか必要事項を記載した適格請求書等(インボイス)を発行していただくことを想定しております。</p>